

## 第18回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会

平成21年2月2日（月）

【安田座長】 おはようございます。

それでは、第18回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会を開催いたしたいと思います。本日は皆さん、本当にお忙しいところ、ありがとうございます。

まず、本日の出欠状況について、事務局のほうからご報告をお願いします。

【丸山市町村課長】 本日の委員の出欠状況でございますが、本日はご都合によりまして、飯泉委員、伊藤委員、徳茂委員、山本委員の4名の方がご欠席ということでございます。

それでは、委員会の開催に当たりまして、久元自治行政局長からごあいさつを申し上げたいと存じます。

【久元自治行政局長】 一言ごあいさつを申し上げます。今日はこの調査委員会を久々に開催させていただきましたところ、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

また、委員の先生方にはこれまで、住基ネットワークの運用につきまして、いろいろとご指導をいただいているところでありまして、あわせてお礼を申し上げたいと思います。

住基ネットの導入の法案が、大変激論が交わされて成立いたしましたのが、平成11年でしたので、ちょうど10年ということになります。早いものだなという気がいたします。また、第一次稼働の平成14年から6年という歳月で、いろいろな懸念があったわけですけれども、おかげさまで、順調に運用されているのではないかなと思います。

ここ二、三年大きな問題になっております年金記録問題につきましても、住基ネットは有効に情報が提供されておりますし、年間大体1億件の本人情報を提供しております。

住民団体、また自治体から提起されておりました訴訟につきましても、昨年3月、7月の最高裁判決ともに、合憲性、また住基ネットの有効性について、私どもの主張がほぼ全面的に認められると思っております。

おかげさまで順調に推移しているのではないかなと思いますが、国民全体から見ましたときに、やっぱり住基ネットについては、さまざまな疑問、あるいは恐れ、また反対が依然と根強くあることは事実であろうかと思います。そういうものをどうやって一つ一つ解き

はぐしていくのか、引き続き先生方からぜひご指導をちょうだいできればありがたいと思っております。

それから、何よりも今まで順調に運用してきておりますけれども、住基ネットのセキュリティのレベルということを不断に点検して、向上させていくと。侵入の相手方といえますか、ネット上でのいろいろな技術も向上していくわけですから、それに追いついていかなければ、凌駕していかなければならないことが1つ。

それから、これは国会でも繰り返し提起されておりますけれども、住基カードの普及が、増えてはおりますけれども、まだまだ低迷しておりますので、これについての対応を、今日私どもなりの考え方を説明させていただきますので、そういう点につきましてもご指導いただきますように、よろしく願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

**【安田座長】** ありがとうございます。

それでは、資料確認をしていただけますか。

**【藤井企画官】** 資料確認をお願いいたしたいと思います。資料の1から資料8までということで、それぞれ別々にとじてあると思います。ご確認いただければと思います。

**【安田座長】** 皆さん、よろしいでしょうか。おありになりますか。もしなければ、事務局まで言ってください。

それでは、一番最初の会議次第、ここにあります議題、論点ですけれども、4つあります。住基ネットの利用状況、関連訴訟の状況、情報セキュリティ対策、カード関係と、どれも関連しておりますので、きょうは12時半まで90分を予定しておりますが……。

**【堀部委員】** 12時までです。

**【安田座長】** すみません、12時まで90分を予定しておりますが、まず、4件ご説明いただいて、まとめて論議をしたいと思います。

それでは、事務局のほうから4件の論点についてご説明をお願いいたします。よろしく願います。

**【村山専門官】** では、資料に基づきまして、資料1からご説明させていただきます。本人確認情報保護専門官の村山と申します。よろしく願いいたします。

資料1、住基ネットの利用状況につきまして、ご説明いたします。前回4月の調査委員会のときにご説明させていただいているものとほぼ同様でございますけれども、住基ネット利用状況につきまして、国の行政機関等、あるいは地方公共団体の事務処理に関する本人確認情報の提供、それから、市町村間のやりとりのオンラインといったことで、住基ネ

ットが使われております。

そのためということで、右側の赤い四角でございますけれども、国の行政機関等に対して、平成19年度の1年間で、年間約9,900万件、前回は速報値としてお伝え申し上げておりました。9,900万件の情報提供を行っております、住基ネット開始月の8月から7月という1年単位の集計を行っておりますが、平成19年8月から平成20年7月までという集計では、1億件を越すというような形になっております。あるいは地方公共団体で、年間約420万件の情報提供を行っております。そのため、年間3,000万件的現況届の省略、450万件的住民票の写しの添付の省略等がございました。

前回ご説明させていただいた資料と少し変えている箇所、下のほうで、住基ネットの年金未統合記録の照合への活用についてということで記載させていただいております。前回工程表というのを資料でご説明いたしました、5,000万件的未統合記録のうちの、社会保険庁がコンピューターで突合できなかった2,000万件についての突合の内容でございます。平成20年度、この突合を実施した結果、約400万件が照合ということで、これによって、生存者、または5年以内の死亡者が判明したところでございます。

1ページおめくりいただきまして、地方公共団体での条例利用の活用についてということでございます。各都道府県知事、市町村長及びその下の執行機関は、都道府県の条例に定める事務の処理に関し、本人確認情報を利用することができることとされておりまして、平成21年、今年1月1日現在で、24都県において条例を制定しております。

この左のグラフをごらんいただければ、順調に増加しているということをご覧いただければと思います。今年で、半数以上の都道府県で条例利用が行われるということになりまして、さらに3月議会で可決を、議会で諮るというご相談も受けているところで、これがさらに広がるのではないかと期待しております。

主な利用事務でございますけれども、地方税の賦課、徴収、減免関係の事務が最も多く、これは22団体で利用しておりますけれども、その利用件数は右下の四角の中になります。実際条例で制定されても利用していないというところもございますが、利用されているものについては12団体で、27万件的の活用がされているところでございます。

続きまして、資料2、議事の2番目でございます。住基ネット関連訴訟の状況でございます。前回4月の調査委員会の際に、最高裁の判決についてご説明させていただきました。3月も最高裁判決がございましたが、その後、7月8日に杉並事件の最高裁決定がございまして、いわゆる選択性と呼ばれているものについて、住基ネットへの接続を希望する方

について、接続ができないかというような訴訟でございました。これにつきまして、行政側の全面勝訴ということでございます。それを受けて、一番下の参考というところでございますが、杉並区では今年1月5日から住基ネットの業務を開始しております。

それから、真ん中の四角ですが、残る不参加団体につきまして、国立市、人口7万4,000人のところに対して、この最高裁の決定を受けまして、9月9日に都道府県知事から是正の勧告を行ったところでございます。

また、この是正の勧告を受けて、国立市議会でも、住基ネット接続に関する決議というのを議会のほうでも起こしているようです。

1ページおめくりいただきまして、その後の関連訴訟についてということで、これは1月22日現在で作成しております。左側の四角、国が被告となっている訴訟につきましては、係属中の訴訟が21件、昨年7月から9月にかけて、一審、二審の判決がございましたので、それを受けての21件が係属中でございます。終結した事件につきましては14件になっております。

続きまして、3番目、住基ネット情報セキュリティー対策というところ、資料3をご説明させていただきたいと存じます。昨年6月、住基ネット推進協議会という、各都道府県が参加している協議会の場で依頼をいたしました。すべての市区町村で住基ネットと、それに接続する既存ネットワークに関する調査票に基づいて、セキュリティー対策の自己点検、必要な対策の見直しを行っていただくように指導、助言を行っております。

特に、4月の調査委員会のときに重点項目として考えておりました、3ページ目についての重点項目でございます。委託先に対するセキュリティーをどのように求めているかということにつきまして、平成20年度は重要点検項目としてお願いしたところでございます。

また、過去に重要点検項目としてお願いした内容についても、引き続き3点満点を達成するようということをお願いしたところでございます。平成20年度重要点検項目につきましては、住基ネットを運用しているすべての市区町村について、3点満点を達成したところでございます。

なお、平成15年から平成19年の重要点検項目で、3点満点を達成していない市区町村がわずかにございますけれども、そちらについて、引き続き改善するようということ、計画書を作成し、改善を実施していただいているところでございます。

2ページ目をおめくりいただいて、セキュリティーチェックにつきまして、全項目で昨

年度よりもセキュリティー対策の水準が上回っているということ。

それから、外部監査につきまして、これまで希望する市区町村のみで外部監査を行っていましたが、都道府県の選定する市区町村も対象に含めて、外部監査を行ったということ。

それから、一番下の○でございますけれども、本人確認情報の提供を受けて、国の行政機関も利用しておりますので、国の行政機関の担当者に対してのセキュリティー研修、それから、リストを配布いたしまして、自己点検を依頼しているということでございます。

【藤井企画官】 続きます、資料4以降は住基カードの関係のご報告をいたします。市町村課の企画官の藤井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料4をごらんいただきたいと思います。住基カードの交付の状況です。平成20年、昨年11月30日現在で、約283万枚になります。平成20年度に入ってから、4月以降49万4,000枚の交付が追加されたところでございます。

続いて、無料交付団体数です。一般的に手数料は500円になっておりますけれども、無料化している団体が、1月5日現在で364市区町村、特別交付税の無料した場合の上乗せ措置を平成20年度から平成22年度、3年限りということで始めております。1枚当たり500円上乗せということでやっておりますけれども、そのあたりの効果が出てきているんだと思います。

続いて、多目的利用団体数、ワンカード化などを進めている団体数が、8月31日現在で152市区町村です。下の棒グラフをごらんいただきたいと思います。左側のほうになりますけれども、平成19年度、92万6,179枚追加ということで、増えております。e-Taxの税額控除が平成19、20の2年間でなっておりますし、5,000円の税額控除になりますので、その効果が出ているんだと思います。税額控除につきましては、今回の税制改正で平成21、22の2年間も延長ということで今なっていて、法案が通れば、そういう形になります。

1枚おめくりいただきまして、無料交付団体数の県ごとの分布になります。合計で364団体になります。説明は省略したいと思います。

次のページが、多目的利用団体の状況です。主に証明書の自動交付機、印鑑登録証、図書館カードとのワンカード化が進んでいる団体があるという状況です。

続いて、資料5をごらんいただきたいと思います。これから特に住基カードの普及に力を入れていかなければいけないと思っております。住基カードの機能、メリットという形で

主に3点まとめてございます。

本人確認処理、いわゆる身分証明書としての機能、2点目がe-Tax、電子申請などでの本人確認に使えるという点、電子証明書を格納する媒体のあるという側面が2点目です。

3点目が、先進団体によって取り組まれているワンカード化という点になります。

この中でも特に本人確認書類、身分証明書、時代の流れで、身分確認が厳しくなってきましたので、特にその機能をPRしていきたいと考えています。

1枚おめくりいただきまして、本人確認書類としての機能の中でも、上段に書いてございますのは、特にマネーロンダリングの関係で、銀行の窓口、口座開設、その他についての本人確認が求められるようになってきているということ、あと住民票の写しの交付においても、住基法の改正などで本人確認の厳格化になっています。

そういう世の中の流れの中で、特にということで、高齢ドライバーの運転免許証の関係をここに書いてございます。警察庁の制度になりますけれども、高齢ドライバーの方の運転免許証の自主返納制度がございまして、自主返納する際に、免許証がなくなりますので、そのかわりとして住基カードを身分証明としてどうですかというあたりの広報を強くやっていきたいということで考えております。

警察庁と合同の通知を各県警本部、総務部長あてに流しまして、警察署、または運転免許センターなどの窓口においてポスターを張って、今、全国に2万枚ぐらい張っておりますが、特に住基カードの広報を警察庁とも連携しながらやっています。

1枚おめくりいただきまして、3枚目がそのポスターになります。

続きまして、資料6をご覧くださいと思います。次の事項は、社会保障カードの検討状況になります。社会保障カードにつきましては、ご案内のとおり、政府与党の連絡協議会の申し合わせ、決定によりまして、平成23年度中を目途に導入を図るとというのが、政府与党の目標、計画になっています。

それを受けまして、社会保障カード、中身としては、年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たしながら、年金記録の確認をパソコンからできる、そういう1枚のプラスチックカードというイメージでいるわけです。

厚生労働省において検討会が設置され、現在進められている途中です。総務省はオブザーバーとして参加、協力しております。その報告書は、10月28日にこれまでの議論の整理という形で公表がなされています。その中では、できるだけ既存のインフラを使って

いくべきだという流れが書いてございまして、住基カードの利用については、既存のＩＣカードや市町村が有するカードの発行基盤を利用することで、費用対効果にすぐれた仕組みとすることが可能という形で、その中で明記されております。

日程的に、今年度内を目途に厚生労働省において基本計画を策定となっておりますので、総務省としても積極的に協力してまいりたいと思っております。

次のページをご覧くださいと思います。このページと次のページが、１０月２８日の議論の整理の抜粋です。住基カードの該当部分のみを抜粋してございます。冒頭でございますけれども、まだ一定の結論が得られたものではないけれども、議論のイメージを示すという位置づけで公表された資料です。

まず、１点目が、下の欄にございますけれども、検討に当たっての仮定ということで、この社会保障カードの発行主体、交付主体という仮定がここに書いてございます。カードの発行主体については、年金、健康、その他、複数制度にまたがる機能を持つことから、その所管官庁である厚生労働大臣であると仮定するという形になっています。

２点目として、交付主体になりますけれども、既存の住基カード、また公的個人認証サービスも発行は市町村になっていますので、そういう意味で、身近な行政主体である市町村を発行主体と仮定するという、その２つの仮定がございます。

１枚おめくりいただきまして、関連する他の仕組み等の活用という章立ての中で、ネットワーク基盤等を関連する他の仕組みと、可能な限り活用することで、社会保障カードのためだけに新たな投資を行うことを極力避けることが重要であると冒頭に書いてございます。

その中の項目の一番上の１として住基カードが位置づけられていまして、先ほど申し上げました、住基カードについて、すぐれた仕組みとすることは可能であり、社会保障カードの仕組みで利用する本人識別情報を格納する器として、既発行の住基カードを活用できる場合には、新たなカードの発行を不要とすることができると書いてございます。

また、現在の住基カードの仕組みを前提とする場合、社会保障カードとの関係に留意する点として、ここに３点書いてございます。市町村をまたがる住所変更の際には、住基カードの再発行は現在必要になっている点、また、住基カードを申請した方へ交付するという形になっている点、住基カードの自治事務として、市町村が発行責任者となっている点、その点が留意点として書かれてございます。

以上が、社会保障カードの関係です。

続いて、資料7をご覧くださいと思います。新しい住基カードの発行についてになります。4月下旬を目途に、今からご説明、全国で順次新しい住基カードに入れかえていきたいと思っております。

その内容になりますけれども、現在本人確認をする際、券面に書いてある4情報、写真を、写真付きの住基カードになりますけれども、目視で確認しております。現在ICチップの中には、この下に箱がございますけれども、住民票コードのみが、コードという形で入っているわけですが、新たに、右端の黄色の部分がございますけれども、券面事項確認アプリケーションをICチップの中に設けまして、この中に氏名、生年月日、性別、住所、いわゆる4情報と、写真有効期限を署名データ化してこの中に記録するような形、そのことによりまして、例えば、銀行の窓口で専用のソフトウェアをインストールしたパソコンによりまして確認できる。例えば、写真の確認、4情報の確認ができるようになる。そうすることによりまして、いわゆる根本的な偽変造対策になるかと思っております。そのような対策を講じたカードを、4月下旬から発行していきたいと思っております。

また、それに合わせまして、左のほうにございますけれども、新しいカードについては、共通の新しいロゴマークを入れていきたいと思っております。

ロゴマークの下に、QRコードも設けております。これは簡易な年齢確認をするためのQRコードを設けながら、こういう形の新しいカードを4月下旬からやっていきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、特にQRコードのところでは申しあげましたけれども、年齢確認を簡単にできる機能を持つことになりますので、例えば、チケットの高齢者割引の場合ですとか、その他、酒、たばこの販売等もありますけれども、そういういろいろな場面でこのカードを使うことによって、使い勝手を良くしていく。そうすることによって、住基カードの本人確認機能を高めていきたいと、その一つのきっかけにしていきたいと思っております。

続きまして、資料8をご覧くださいと思います。制度改正の報告になります。現在住基カードにつきましては、引っ越した場合については、発行した市町村長へ返納する規定が法律上定めてあります。今回住民基本台帳法の一部改正法案を準備しまして、この国会の提出予定、非予算関連でありますので、通常でいいますと、3月上旬ぐらいになりますけれども、それに向けて、現在立案の準備をしております。その検討状況をご説明したいと思います。



引っ越した場合については、現在、復帰転出届等、カードを持っている場合、郵送しながら、転入地に入って、転入届を出すときに、一緒に住基カードを返納するという形になっております。それは法律上、返納が義務づけられているわけです。今回、転入地に入って、手続をしまして、引き続き従来の住基カードをそのまま使う形で制度改正をしたいというのが、制度改正のポイントです。

住基カードの裏側に裏書きするような形、現在の運転免許証に近い形がありますけれども、裏書きするような形で、引き続き使うという形にできないかということで、今、その他の所要の措置を含めて、法律の準備をしております。

1枚おめくりいただきまして、イメージが描いてございます。裏面に記載事項、新しい住所を記載し、市町村長の公印を押すなどありますし、また、先ほどご説明しましたICチップの中にも、いわゆる4情報と記録されていますので、そのあたりの修正はもちろん転入地で行うという形になります。

そのためにシステム整備が必要でして、この基本利用領域、住基ネットアプリケーションのところがありますし、また、その他いろいろございますし、独自利用領域のところに関しても、システム整備が必要になっていきます。これから速やかに着手して、2年をめどに準備をやっていきたいと思っております。法案を準備した上で、3月上旬を目途に住民基本台帳法の改正を提出して、速やかなる成立を願って、いろいろ準備していきたいと思っております。

以上、住基カードの関係の説明です。説明は以上です。

【安田座長】 ありがとうございます。

【丸山市町村課長】 座長、すみません、お手元に、総務省という見出しの資料を配付させていただいていると思います。私どもはいろいろな場を通じて、住基カードの普及について広報を進めているところでございますが、一例といたしまして、総務省の広報誌で特集記事の中で、このところ集中的に広報していますのでご紹介させていただきました。

それ以外にも、テレビの政府広報番組ですとか、インターネットテレビ、そういった場を通じて住基カードの普及を今、進めております。

それからもう1冊お手元に、国民IDというご本を配付させていただいております。これは前川委員のほうからご提供いただいた資料でございます。

報告は以上でございます。

【安田座長】 ありがとうございます。前川さん、何かこれ、補足説明がありますか。

【前川委員】 これは前回の委員会でもご報告させていただいた、ああ、前々回ぐらいですか、私がやった住基ネットのコスト・ベネフィットの試算の部分を入れていただいて、さらに国際社会経済研究所の方々、欧州の先進事例を調べてこられたものを盛り込んで、国民IDを導入すべきじゃないかという提言にまとめられておりますので、ちょっとお荷物になりますけれども、ご一読いただければと配らせていただきました。

【安田座長】 ありがとうございます。資料1から8まで、参考資料、総務省の12月号、11月号、2月号といろいろと資料があります。

お聞きになったように、カードはどんどん増えているし、法令も改正して、もっと使いやすくしよう、社会保障カードにもできるようになりそうということも出てきております。あと、訴訟もほとんど全部、大体終息の方向に向かっていると思いますので、非常にいい局面ではあると思います。また、セキュリティーも、皆さんに頑張ってもらって、徐々に上がっているということも確かですから、まずまずの線だと思いますが、今後さらにどういうことに注力していくべきかということが、この委員会の目的でしょうから、ぜひ皆様からご意見をいただきたいと思います。

それでは、まず、大山先生から、国民保障カードの関連を含めて、当初というところをお願いします。

【大山委員】 ちょっと先に質問でもいいですか。

【安田座長】 どうぞ。

【大山委員】 いろいろなことを考えながら、資料7なんです、ここにQRコードをつけようという話が今ありますよね。これは今、携帯電話で読んでみたら、確かに読めるんだよね。いいなと思うんですが、これは遠藤さんに聞いたほうがいいのかもしれないけれども、写真つきの住基カードだと、身分証明として使うときに、コピーすることがありますよね。QRのところ、何を言いたいかというと、ここに保険証の番号を入れたいんです。コピーされたときに、コピーできないようなQRの作り方というのがあるかと思うんです。それができると、結構おもしろいかもしれないなと思ったんですけども、検討をなさったことはございますか。

ここにQRをつける話は、根拠になるものを何か用意するんですか。法改正はないと思うんですけども、比較的簡単にできる可能性はありますか。

【村山専門官】 省令を受けて、技術告示を定めておりますけれども、技術告示の中でQRコードを書かせていただきました。

【大山委員】 QRでも、これに住民票コードを書くのはやっぱり嫌ですよ。

【安田座長】 でしょうね。それはよくないでしょうね。

【大山委員】 だから、コピーできなければいいんですよ。

【遠藤委員】 コピーできないようにする方法はあります。

【大山委員】 あるよね、上に、そうすれば、普通コピーした状態では見えないけれども、本人が提示して、例えば、こういう普通のカメラで撮るときには、まあ、カメラで撮って持っていかれるといけないというのがあるかな。持っていかれるか。

【安田座長】 コピー機は何とかなるけれどね。

【遠藤委員】 複写機でプリントできないようにするのはできます。

【大山委員】 住民票コードはちょっとセンシビリティが高過ぎるかもしれないんだけど。

【藤井企画官】 ちなみに、QRコードのところは、生年月日のみを……。

【大山委員】 今はそうなっていますよね。

【藤井企画官】 読み出してという感じになります。当面はそんな感じで考えております。

【安田座長】 そのくらいで、もう随分違いますから、まずはやって。

【大山委員】 社会保障カードのほうでは、インフラができないときに、十分整っていない、あるいは何かの事故が起きて、ネットワークが動かないとか、そういうときに、保険証番号だけは書きたいというのがあるんです。その保険証番号は今、保険者ごとにばらばらなので、通常のカードに書こうとすると、しょっちゅう書きかえなければいけないということが起きるんです。

一方、特定健診なんかで言われているんですが、生活指導を受けている人が、ほかの保険者に移ったときに、前の保険組合でどういうふうに指導していたかというのを引き継ぎたいという話があるので、できれば医療、介護までは統一番号を導入したいという議論が一方ではあるんです。

それはいいんですけども、目的がはっきりしているのはわかるんですが、住基カードとの整合性をとっていこうとすると、何らかのキーになるものを書きたいんです。1つの方法として、逃げは、ご本人が裏のところに書いちゃうというのは何か問題がありますかという言い方をしていたんですけども、書いちゃう人がいるのはしょうがないよね。でも、書いてくださいと指示するのはなかなかしづらいところですよ。したがって、最悪の状

況というのが、医療、介護と年金とは分かれちゃうんじゃないかという議論もあるんです、何か決まっているわけではないんですが。

ただ、このQRだと、そうだな、身分証明書だな、やっぱり写真を撮って持っていったら人がいるからな。

【安田座長】 もちろん。

【大山委員】 いるね。

【安田座長】 置いてあると、持っていったら、写真。

【大山委員】 撮っちゃうね。

【安田座長】 そっくり同じもの。

【大山委員】 普通のデジタルカメラで撮れないやつだってできないもの、そこは。

【安田座長】 今度は、逆にこれを読ませないという議論をしないと。

【大山委員】 そうだよな。

【安田座長】 そこまではまだもうちょっと……。

【大山委員】 すみません、では、今の件はそういうことで、関連することで幾つか、この間、市町村課の人たちにお話ししたんですが、顔写真を入れる話は、僕も非常にいいと思うんです。

顔写真を入れる話については、社会保障カードとちょっと違う話を先にします。これを電子パスポートと同じ仕掛けにすると、例えば、カードで韓国、日本の中でやりとりするというのは、電子パスポートの中に、顔写真プラス、ICAOで決めている電子情報が入っています。皆さん、ICパスポートをお持ちだと思うんですが、このカードの中に顔写真以外にもう1個データ領域がありますので、同じフォーマットでもし書くことを考えると、すぐにはできないかもしれませんが、韓国との間では、例えば、住基カードで渡航できるような話をバイで協定を組む可能性があるかと。

これはヨーロッパでやっているEU圏内を身分証明で通れるのと同じ話になって、ましてや住基カードの場合、タイプBなので、このBタイプのものは、電子パスポートのリーダーライターに全部対応できていますので、そのまま使える可能性があります。ここは外務省が担当していますが、十分な、フォーマットも何も全部決まっていますので、これは将来的にはひとつお考えいただく意味があるんじゃないか。できれば、そういうのが早くできるとおもしろいなと思うんです。

それから、社会保障カードのほうでいうと、住基カードのところで、公的個人認証アプ

りとなっているところが、今は署名になっているんです。電子署名は、電子政府行政関係から見ると、従来の申請、申告で印鑑を必要とする例が多かったから、電子署名という形で最初入れたんですけども、昨今の状況では、ネットワークがこれだけできると、同じPKIを使っても、オンラインの認証、本人確認のための仕掛けというのが増えてきていて、それをもう1個この上に乗せるのか、あるいは公的個人認証サービスをどこかほかへ移すことで対応するのか、その辺が幾つかの案として考えられるかと思います。

ただし、懸念するのは、独自利用領域のところ、いろいろお使いいただいている自治体もあるんですが、社会保障カードでやろうとすると、何らかのキーは入れざるを得ないんです。そのときに、年金と医療と介護で、今の状況だと3つばらばらになって、それも年金は決まっていますけれども、ほかのやつは保険組合が変わると変わるとか、有効期限があるとかということで、しょっちゅう書きかえをすることになる。キーの書きかけが起こってしまうんです。1億枚からのカードを発行した後にキーの書きかえを確実にやるなんていうのは、非常に難しいことで、ご案内のとおり、クレジットカードはキーの書きかえができるにもかかわらず、全部廃棄して入れかえているという実態は、セキュリティーの確保が大変だから、みんな入れかえちゃっているんです。

ということを見ると、せっかく住基カードを、転居しても使えるとか、これだけいろいろやっていただいている、社会保障カードとの整合性も合ってきたんだけど、このカードの中にキーを入れていくというやり方は、かなり限界。

年金は日本年金機構で1個になるから、まだ、ああ、そうか、たしか正式名称は「にっぽん」年金機構なんだ、であるからいいんだけど、保険組合というのは数千あるわけですね。小さいところもあって、そこに書きかえのマスターキーを渡すわけです。そこから漏れてしまったら、保険証の番号は信頼できなくなってしまうということになる。あるいは、介護だって、今度は自治体の数だけあるわけです。なので、そういうのを鍵の管理と更新をしっかりとやっていくという仕掛けは結構大変になってしまいます。

だから、前から申し上げているのは、ここはオンライン認証を入れて、安田先生がお聞きいただいている、IT戦略本部に出した私書箱というのは、実はそれ、サーバー側に必要な鍵があって、オンライン認証でそこだけアクセスすると。そうすると、サーバーのほうに耐タンパーのモジュールを積んでおけば、例えば、署名もやれるだろうし、鍵のやりとりも、本人のカードがなくてもやれるから、すごく楽になるんじゃないかと。

それが全国10ブロックぐらいであれば、多分、健康保険証って、月曜日の朝に1,00

0万件を超える資格確認が来るらしいんです。そのトラフィックを考えると、全国10カ所ぐらいに分散しないとだめだろうという話を、社会保障カードのほうで内々に検討はしています。まだ今日出ているとおり、今年3月末ごろに3回目の報告書、最終になるのか、中間の3回目なのかわかりませんが、出すことになっていて、多分その時点でかなり方向性を明らかにしなければいけないんじゃないかと思っています。

前川さんのほうで出しているIDの話がずっと通ると随分違うんだけど、これがうまく通ってくれるかどうかで、番号を使えるかどうかの話があるので、という状況ですか。

【安田座長】 ありがとうございます。

堀部先生のほうから、制度改正の議論をちょっといかがですか。

【堀部委員】 ただいま大山委員が言われたのは、社会保障カード（仮称）のあり方に関する検討会で大山座長でやっていて、私もメンバーなんです。方向としては、資料6のようになってきているんですが、社会保障カードは一応平成23年度となっはいますけれども、そうすると、社会保障カードと住基カードというのは、それぞれ目的が違いますので、住基カードとどう合わせていくのか、今度住基カードの目的をどういうものにしていくのかということ、法的にきちんと検討しておく必要があるんじゃないか。これは厚生労働省の検討会で、今までそういう発言をしてきているんです。

その場はどこなのかということで、前の望月企画官と個人的には話をしたりしているんですが、あるいはこの調査委員会になるんじゃないかということもちらっと言っておいたんです。そうすると、この調査委員会として、もし、住基カードの目的を社会保障カードに合わせるか、社会保障カードをできるだけ住基カードに合わせていくのか、そこをどういうふうにするかは、いろいろ検討課題があると思います。

いずれにしても、目的が違うものをうまく利用していこうとなると、やっぱりそこを少し、住基カードの目的も広げるなり、何なりしなければならぬ。そうすると、法的にどういうふうに扱うかということは、これから検討されると思うんですが、そのことをできるだけ早く、事務局として問題を整理していただいて、出していただくとうよろしいのではないかと思います。

今のところは、社会保障カードのほうも、いろいろなところで、これを仮定してというか、仮定のもとにということですとずっとやってきているわけです。そういう中で、これは少し前になりますけれども、日経新聞が1面のトップで、社会保障カードと住基カードの一

体化ということを報じて、あれを見ても、あれ、厚生労働省と総務省でもうここまで話が進んでいるのかなと思って、事務局に聞いてみたところ、いや、そうではないということで、どうも記者が社会保障カードの検討会の議論を追っていくと、私のところはいろいろ、住基カードを有効利用してはどうかということにしているものですから、そういうので、担当者にいろいろ取材をして、ああいう記事になった。

これは厚生労働省の政策統括官にも聞いたんですけども、決してまだここまで話はいっていませんということなんです。むしろ、どうもあの記事がもとになって、いろいろなところで、これはもう一体化されるんだと、また一体化されることについての問題をいろいろ指摘する人たちも出てきていたりしていますので、相当時間を考えて、きちんと検討しておく必要があるのではないかと思っているということを取りあえず申し上げておきます。

**【安田座長】**      ありがとうございます。

今の件は、事務局のほうから何か動きがありますか。

**【藤井企画官】**      社会保障カードとの連関において、住基カードの位置づけ、もちろん住民基本台帳法の改正も必要になるわけなんですけれども、結果的にそういう形でやっていかなければいけないとは認識しておりまして、我々は厚生労働省の検討会にオブザーバーで入っておりますので、そのタイミングに合わせて、また中身を詰めていきたいと思っております。

**【堀部委員】**      そうですか。検討するのはどこでやるのかということがあったんですが。

**【藤井企画官】**      検討の場、進め方も含めて、そこはよく練りながらやっていかなければいけないと思っています。

**【堀部委員】**      さっき言った望月企画官、前企画官は個人的に、ずっと前も住基の改正の問題などを一緒にやってきたものですから、そういうところであんまり記録に残しておくのもどうかと思いますけれども、ということで話して、ここはひとつ考えられるんじゃないかと、そんな話をしただけで、別に詰まった話ではありません。

ということで、もしかしたら、どこできちんと検討しておかないと、先ほど久元局長が言われたように、10年前にこの住民基本台帳法の改正問題で大変な思いをして、私も国会に衆参両院の参考人として出て、大変だったわけです。その後も、いろいろなことでこの問題については議論があるところですから、相当もって準備をして進めておく必要があると思います。

【安田座長】　　そう思います。今度の法改正ですか、裏書きができるようにすることというのも、相当議論されると思うんですけども、そこがしっかりしていないと、この法改正そのものも、ちょっと問題が起こったりするとは思うので、なるべく早く、この委員会としては、どちらかといえば、一緒にして、ちゃんとやろうねという方向で皆さんお考えになっていると思うんです。ですから、逆に国民保障カード、あるいは電子政府の何かとか、あるいは電子私書箱の話とか、そういったところと連携をとりながらやってもらうのが正しいと思います。

だから、事務方が少なくともそういう連携をとって、ある程度案を出さないと、ここも動きがとれないと思うので、それはぜひお願いしたいと思っています。

皆さん、何かご意見ございますか。松尾さん。

【松尾委員】　　住基カードそのものが、券面事項を確認ということで、カードに印刷されているものだけではなくて、再度、ある意味で、アプリケーション的というと、セキュリティーの確保されたものを入れなければ、カードの虚偽とか新規性、真実性が確認できないというところえ方で、すごくいいと思うんです。

それで、ここに書かれている情報というのは、従来公開情報と言われていた4情報が書かれているので、いわゆるセキュリティーのプライバシーとか、そういった意味でいうと、それほど秘密性の高いものではないということで、カードとしての便利さという意味で、すごくいいと思うんです。

社会保険とか、厚生年金のカードはどうなんだろうと考えたときに、そのカード番号とかというのは、やはりそれほど秘密性の高いものでないんじゃないのかな。もっと言うと、ここに書かれている券面事項確認とか、同じようなレベルで隠されたものがあります、かつ券面上にもちゃんと番号が書かれていますという使い方で十分対応できるのではないかという感じがするんです。そこは、あまりセキュリティーとか、プライバシーの話を持ち込む領域ではないのではないかと思います。

というのは、今の健康保険証の使い方を見ていたとしても、そんなにセキュリティー情報、プライバシー情報という話はないと思うんです。その部分で、カードだけの議論がされている限りは、何ら問題はないと私は思うんです。

問題が出てくるのは、今の電子申告と同じような状態、すなわちカードを一つの入り口としてアプリケーションを使おうとするときに、PIN、PKIということで、個人認証を使いたい、要は、印鑑がわりに使いたいというときに、アクセス管理の話が出てくると



いうことです。

アクセス管理を便利にするために、住基カードの上にP I N、パーソナルアイデンティフィケーションナンバーを保持させましょうとか、こういう議論が、使い勝手のよさで出てくるかもしれないんですけども、それは基本的に、銀行カードとか、そういう歴史で、カードには絶対持たせないという方針が明確に出ていますので、使い勝手のよさを追求するときに、その議論を持ち込まないようにしていただきたいというのが私のお願いです。

大山先生が先ほどP K Iの話で、P I Nとかというお話をされたんですけども、P I N、パーソナルアイデンティフィケーションナンバーに相当するものを、カードの上に持たせるというのは、幾らテクノロジーがすごいんだ、読めないんだとおっしゃっても、書けるというからには、何らかのテクノロジーを使えば読めるわけです。それはすごく危険なのでやめていただきたい。

ただ、アプリケーションの入り口としてカードを便利なものとして使うのは、社会保険も同じことだと思いますので、そのために住基健康保険カードという名前になるのか、何かわかりませんが、それは大いにいいことではないかと思います。というのは、私の個人的な、セキュリティの観点から、特にP I Nの保持についてはやめていただきたい。

【安田座長】 きっと前川さんだね。

【前川委員】 それを言い始めたら、電子署名用の鍵が入っているというのは、松尾委員としては構わないということなんですか。それが構わないのであれば、別に電子認証用の秘密鍵が入っていても同じことだと私は思うんですけども。

【松尾委員】 今の議論のときに、P I Nという言い方をしているのは、個人が入力をしなければだめという部分ですよ。

【前川委員】 そうですね。大分時代は変わってしまっていて、例えば、生体認証の指の静脈とか、手のひらの静脈とか、あれは全部カードの中に入っているんです。だから、時代は相当変わって、P I Nよりもはるかにセンシティブな情報をI Cカードの中に入れるということについて、コンセンサスが得られてきていると私は思っています。要するに、それだけ耐タンパー性の技術が、むしろこれは大山先生にご説明いただいたほうが、私はそこまで詳しくないのであれですけども。

例えば、P I Nを磁気のスライプを入れれば、だれでも読めてしまいますから、すごく危険ですけども、I Cの技術といいますか、暗号化であるとか、耐タンパー技術であ

るとか、そういった技術がこれだけ発達しているので、そこまで心配される必要はないんじゃないかと私は思っているんです。

【松尾委員】 私はその場合もカードには持たすべきではないと思います。要は、指紋を認証するところに手を当てて、保持されているのは、あくまでもカードではなくて、後ろ側……。

【前川委員】 いえ、カードです。

【松尾委員】 でないと、リスクはすごく高くなります。

【前川委員】 向こう側のほうが危険だという発想なんです。途中で盗まれてしまったら、もう指紋とか、静脈とかは書きかえられないので、自分で持っているものの中に入っていたほうが安全だということになっているんだと私は理解しています。

【松尾委員】 それはその中の世界の話ですよ。そこだけのアクセスの話ですよ。

【前川委員】 そうです。

【安田座長】 だから、照合をどうするかというのは非常に難しい問題ですけども、ネットワークを通してという議論が出るたびに、安全性は落ちるんです。

【松尾委員】 我々の考え方から言えば、要は、プライバシー情報がどこにあるんですかとか、お金を動かす情報はどこにあるんですか、その直前のところで承認のチェックはされるべきだと、すごくシンプルな考えなんです。カードというのは、直前じゃないんです。カードが直前であるとするなら、その認証をしたとき、すぐにお金に触れるアプリケーションとの連動が直接的にされている状態でないと危ない。そこに間があるというのは、そこが一番リスクが高いと見るんです。

【安田座長】 いかがですか。

【大山委員】 ごめんなさい、よくわかっていないかもしれないですけども、今、前川さんと松尾先生のお二人が言われているのは、P I Nの意味がどこになっているのかわからなくなっていて、確認なんですけれども、例えば、資料7で見ていただくと、公的個人認証アプリで考えるのがわかりやすいので、ちょっとここで申し上げますと、P I Nというのは、このアプリケーションを本人が動かしていることを、カードの中のソフトウェアが確認するために使っているのがP I Nと、カードの上でのP I Nはそっちなんですよね。

なので、いろいろ言い方があって、アプリケーションごとに変えるP I Nというものもあり得て、確かに住基の場合も、住基ネットのアプリと公的個人認証サービスのアプリで使

っている、それは暗証番号なんです。その話と、ほんとうに本人を特定する P I N といっているものと、ちょっと違いがあるのかもしれないので、今どちらの話をなさっているのか。

【松尾委員】 私は暗証番号ではないほうを言っているんです。

【大山委員】 私は暗証番号のほう。

【前川委員】 では、話が食い違っているのは当然です。

【大山委員】 ですよ。

【松尾委員】 ですから、電子申告で言うなら、最後にあなたの申告書はこれです、そのファイルを訂正したいので、そのファイルそのものにアクセスして、訂正行為をしたいという最後のとどめです。それ以前のところの申告のアプリケーション、そういったものは別に構わない。

【大山委員】 そうですね。それで、健康保険証がいつている話は、そういう意味では、本人の番号なんです。または保険組合の被保険者としての番号、そっちの場合は、時間とともに変わるという違いがあるだけです。

ただ、繰り返し時間軸でつなげなければいけないので、健康指導とかをやるには時間軸でつなぐ必要があるので、番号が変わる人であっても、時間軸でそれがトレースできる仕掛けをどうつくるか、そのための方法として簡単なのは、1つ統一番号を使ってしまう。あるいは時間軸管理をしている別のデータベースをつくるかという話になっています。

どちらにしろ、その瞬間、その瞬間では、チップが壊れているとか、設備が十分入っていない、あるいは電源が落ちているとか、いろいろな状態があり得るので、カードの上はその本人の保険証のところへ到達できる、つなぐためのものが何か欲しいと言っているんです。

【松尾委員】 それは P K I の場合も全く同じような議論が実はありますけれども、要は印鑑、P K I も変えていきますよね。そうすると、連続性……。

【大山委員】 時間軸の連続性ですね。

【松尾委員】 例えば、不動産登記で80年前の印鑑を現在それが正当だという、P K I、どういうふうにつくるのか、こういう議論は実はされてはいるんですけども、あんまり真剣にはしていない。

【大山委員】 公的個人認証サービスのほうでたしかその議論をやっているんですが、電子署名法の僕の理解は、たしかさんざんつくるころの話をしていたので、その瞬間でし

か署名による検証はできない。それを延ばすためには、この瞬間に検証できた状態を、ほかの人がもう1個署名すると、その人の署名が有効な間はまた検証できるという仕掛けだったように思うんです。ですから、PKIはそもそも時間軸で保証するのがないと理解しているんですが、たしかそうだと思うんだけど、今、ちょっと違う話になっているかもしれませんね。

【安田座長】 だけれども、いずれにしても、大山先生がキーとおっしゃっているのは、それまたよくわからないところなんですけれども、要するに、ある特定の番号をこの中に入れるかどうかという問題ですよ。

【大山委員】 そうです、簡単に言ってしまうと、今の健康保険組合の番号を入れるか、被保険者番号を入れるかですね。ただ、それだと、保険組合が変わったときに、番号が変わるので、そうすると、書きかえをしなければいけない。書きかえは簡単にできないようにするのが普通なので、当然しかるべき人しかできないようにしないと、中の番号がいいかげんになります。なので、そのときには、マスターの鍵を渡す、カードの中を書きかえるための鍵を渡す。この鍵の管理が数千とか、1万のオーダーになると大変ですねという話を、それを最初に申し上げました。

【安田座長】 はい、時間軸の変動は別として、ある瞬間においては、保険番号が入っているということにしたほうが便利だとおっしゃったんでしょう。

【大山委員】 そうです。

【安田座長】 松尾先生がおっしゃったのは、基本的にそういう番号は入れるなということでしょう、それを読まれたら困るからと。

【松尾委員】 いわゆる健康保険の変わっていくカードの番号は、住基カードと同じレベルで、それほど重要じゃないんですか。要は、事務を動かす上での便利な番号ですというお話、でも、裏側でその方の健康履歴がどうで、過去どういうふうにかかっていますとか、そういうデータベースは、私書箱という言い方をするかしないかは別ですけども、あったほうがいいでしょう。そちらはユニークで、連続的に保持されたほうがいいんじゃないですかというイメージなんです。でも、そちらの個人の、自分自身のプライバシー情報にアクセスするというのは、その個人のPIN番号で守るべきじゃないんですか。ただ、お医者さんがそこにアクセスするということに、その個人の方が、結構ですということで初めて見られるようにするのかしないのかとか、緊急時の医療をどうするのかとか、いろいろな問題はまた出てくるかと思うんですが、建前としてはそうだと思うんです。

【安田座長】 おっしゃった医療情報みたいなものは、この中とは無関係に、別のデータベースにあるわけですね。それで、それにどうやってアクセスするかというときに、これを使おうとすると、本人認証をどうやっているんですかという議論が出てきて、そのときに、ネットワークを使ったアクセス型の本人認証にするなら、ここに何も番号がなくても、一応行けることは行けると。だけれども、そのネットワークが切れたときには何もできないから、そううまくいかないということになると、この中に何か入れておかなければまずいよねと。

【大山委員】 そういう意味では、座長、チップ内に入れるという話はしていなくて、チップも壊れるかもしれないと思っているんです、医療機関のほうは。券面に何か欲しいと。例えば、わかりやすい例は、カード番号でもいいんです。何かきっかけになればいいと、それでさっきこのQRのところには何かないかなと思って。

【安田座長】 でも、それはやっぱり変なんです。券面の番号というのは、もしかしたら、改ざんできるかもしれないわけ。だから、中と一致しなければだめよと。

【大山委員】 今の話は、どっちかという、イレギュラー処理なんです。なので、通常であれば、もちろんカードの中、それも番号がなくても、公的個人認証サービスかどうかは別にして、サーバーのほうとのつなぎをやるというので、一般的には大丈夫だと思っているんですけれども、やっぱり医療機関はやたらそのところを言うんです。自分たちが設備を用意しなければいけないということとか……。

【安田座長】 それはどうしたって、嫌ですよ。

【大山委員】 嫌だと言うんです。だから、わかるようにしてくれと。

【安田座長】 ただ、松尾先生にもちょっと議論をしなければいけないんですけれども、ローカルに認証ができないようにしてしまうと、全員がどこかへアクセスするようになるわけです。すべてのサービスにそれが起こると、そのサーバーというのは大変なんです。もたない。やっぱりある意味、ローカルでも認証ができる仕組みを考えておかないと、やっぱり難しくなってしまうと思います。

【松尾委員】 PKIのときにも全く同じ議論がされているんですけれども、我が国の場合は、基本的にはばらしてというやり方なんですけれども、世界的に見ると、ばらさないというやり方になっている。

というのは、連続性の、同期性の問題があるので、物理的に保管する場所を分けないほうがいだろうということと、あとは回線スピード、太さの問題で、果たしてテクノロジー

一的に無理なのかどうかということで行くと、もうほとんど無理な状態じゃないという、バックアップのサイトを持つか持たないかという時代に入ってきているというのが共通な認識だと思うんです。

ですから、アプリケーションの重いものを動かしているんだということと、PKI部分だけを瞬時に動かすんだというのは、軽さという意味では違うと思うんです。だから、入り口のところの瞬時のPKIの判断をするところと、それを使って認証されたので、あなたの記録にアクセスしていいですというアプリケーションのレベルというのは違うと。

【安田座長】 それはもちろんそうですけれども、認証の部分も、今の指紋なんて、じっと見ていると、かなりいいかげんなことをやっているから、楽なんですけれども、本当に特定しようと思うと相当厳しくやらないと、画像一致までやらなければいけないかもしれないから、量が少ないという問題とは違って来るんですね。

【松尾委員】 本当の意味で、いわゆる機微情報と言われるものに対してアクセスをする部分は、ほんとうに厳しくルール化するべきですけれども、そうじゃない公開情報とか、保険に入っているか入っていないかの確認とか、そういったのはすごく軽くていいと思うんです。

【安田座長】 難しいと思います。軽いのがだんだん積み重なっていくと、最後にたどり着けちゃうという可能性もある。まあ、おっしゃることはよくわかります。ですから、そういう意味で、政府全体としてどういうセキュリティーレベル、階層化を持っていくかということは議論していただかないとだめだし、多分、住基カードが一番、どこでも使えて軽いのをまずやりましょうということだろうとは思っているんです。

【松尾委員】 軽いというのが一番重要ですよ。生きているか、死んでいるかの判断をしているだけですよね。

【安田座長】 その判断、逆に言うと、あんまり複雑なことを言わないで、とにかくこれはみんな、簡単に使えますという方向に持って行って、その上でもう1つ、個人保障カードが別にあるのかもしれないけれども、そうしたら、そのレベルは上げればいいのかという議論かもしれないとは思っています。今やるのは嫌だねという議論もあるから。

【大山委員】 ちょっと議論のための議論かもしれないので、恐縮なんですけれども、例えば、住基カードがこういうふうにならぬ今の案のとおり動くとして、年金はほとんど統一番号になっているから、そういう意味では住基との整合も非常にいいと思うんです。問題は、健康保険証のほうなので、健康保険証をもう1枚別に出したとしたときに、それでほんと

うにセキュリティーって確保されているのかというのはよくわからないんです。というのは、健康保険のほうも、必ずどこかにデータベース化されているはずなんです。

【安田座長】 だから、それは今の法律を改正して、健康保険証が身分証明になるというのをやめればいいんです。

【大山委員】 それはどういうわけか、慣例なのかよくわかりませんが。

【安田座長】 あれを早く変えないといけないと僕は思うんです。

【大山委員】 それはわかりますけれども。(笑)

【安田座長】 逆にそっちはぜひ考えていただいて、幾つか、免許証とパスポートと健康保険証でしょう。あれをもうちょっときちっと、そこをやらないと、これは幾ら議論してもどうしようもないですね。だから、身分証明をどうやってやるかというのは、こういうのが進んできたなら、逆に言えば、住基ネットでやってくださいと法改正をしていったほうが、ほんとうはいいと思う。

【大山委員】 そこはそうですね。

【安田座長】 そうすると、パスポートと免許証が怒るから、パスポート、免許証と住基カードにすべき問題であって、健康保険証はまず……、大体写真が入っていないのを身分保証にすること自体がもう間違いですから、そこはある意味、そういう議論を持ち上げていったほうがいいんじゃないかという感じかなと思います。

【松尾委員】 でも、それはおもしろいですね。この前、私、銀行でATMからお金を動かそうとして、100万円をちょっとオーバーしたので、今、個人で動かせるのは1日100万円が限度でございまして、それで身分証明書を出してくださいと言われて、住基カードでいいですかと言ったら、うんと、ちょっと上司に聞いてみますと。(笑)

【安田座長】 今どきどこの銀行ですか。

【松尾委員】 それでしょうがないかと、じゃ、運転免許証か、保険証をお持ちですかと、保険証というのは別に写真がついていないですよ。だけれども、認めるでしょう。住基カードは写真もついて、住所も書いてあるのに……。

【安田座長】 それはどこの銀行ですか。

【松尾委員】 ひどいと思うんですけれども、認めないという雰囲気なんです。上司と相談しますって、じゃ、しょうがないですね、運転免許証を持っていますから、手続きをやってくださいと言ったんですけれども、今、ここで銀行協会を含めて、一生懸命おやりに

なるとおっしゃっているんですけども、おやりになっているんだと思うんです。まだ末端まで浸透していない。

【久元自治行政局長】　　そういう話は随分久しぶりに聞いた、昔は確かにあったけれども。

【小川委員】　　この間、経済産業省で、新聞記者をやめたばかりのやつが、住基カードを出したら、受け付けてもらえなくて、入れなかったんです。その政治部の記者は、かんかんになって怒っていた。

【安田座長】　　この全体のセキュリティーでもそれは起こる可能性はまだあるんですね。

【久元自治行政局長】　　役所の場合はそこはそうでしょうね。

【安田座長】　　ガードマンがわからないんですよ。

【久元自治行政局長】　　役所の場合は、別に本人確認を求めているわけではなくて、特定の間人だけの通行を認めているわけですから、住基ネットがそれに入っていないということは十分あると思います。

【小川委員】　　身分証明と言われて、彼は住基カードを出した。これは何ですか、だめですと。それは経済産業省。

【安田座長】　　いろいろあるようで。

【久元自治行政局長】　　今の松尾先生のお話はいまだにそんなことがあるのかなという感を持ちますが、そこは我々も努力をいたします。

【松尾委員】　　よろしくお願いします。

【小川委員】　　よろしいですか。私は皆さん方の議論については、大変信頼をしております、どんどんよくなっていくだろうと思っています。ただ、私自身が気にしなければいけない点が2つあって、これは大きな枠組みの問題なんです。

1つは、アメリカでオバマ政権が生まれて、向こうが重要インフラの防護、サイバーテロ対策で、もう既に12月からかなり本格的に動いている。私は1月8日から12日まで、向こうの、特にヒラリー・クリントンのブレーンたちと協議があつてちょっと行って来たんですけども、その中でも重要な同盟国である日本が、信頼できる同盟国であるかということていろいろな協議の項目がある。その中で、やっぱり重要インフラの防護について、非常に遅れているという危機感があるということは1つ申し上げておいていいと思います。

やっぱり日本側でも内閣情報セキュリティーセンターを中心に、重要インフラの定義を10分野に明確にしたのが2004年7月14日です。その中に行政も入っているわけで



す。ただ、私は電力と電話に関してはずっと関係者としてかかわって、電力会社から顧問料をもらったりしているんだけど、やっぱり重要インフラという自覚がない。だから、その中で、重要インフラ、全部相互依存性が強いわけですから、どこかが弱いと、全体がおかしくなるということも含めて、例えば、この総務省は旧郵政省も絡んでいるし、電話も絡んでいるし、そういったこともあるので、住基カードの側からそれを全部引っ張っていきながら、アメリカ像、世界最高レベルを目指すというところで、どうかかわることができるのかなというところ、そのお考えをいただきたい。

特にアメリカの場合は、ポリシーはシンクタンクのCSISというところがありますね。あそこのルイスさんという人が引き続きやると。彼は技術の人ではないんです。それから、実務関係で、チームはまだ具体的にできていませんが、先代のブッシュ政権の初めのころ、大統領特別補佐官をやったカーツという人がやる。カーツの場合は、リチャード・クラークと辞表をたたきつけてやめてしまったんですけれども、というところまでできているんです。

ただ、日本の場合、アメリカとの関係でそれをどうやっていくつもりなのか、あるいは日本国内で重要インフラの防護ということについて、特に行政、住基を中心はどうやっていくつもりなのかということをお考えいただければと思います。ほかちょっと、レベルがあまり上がっていないということを前提に、私はちょっと危機感を持っているんです。

それから、第2点は、社会保障カードなんです。これは日本国憲法との整合性の問題があると思うんです。年金手帳を入れると、これは当然ながら、入る項目としては妥当性があるんですが、無年金者についてどのように扱うのかと。かく言う私が無年金者だからです。

これは職業選択の自由がある国であれば、一貫してどこかの組織人であるということをお前提にはいけないわけです。あるいは失職することもある。それに対応できる制度でない限りはおかしいわけで、職業選択の自由、それから、健康で文化的な生活が保障されるという部分にも、年金の制度が対応していないという問題、全部サラリーマンであるのが当たり前であるという前提で制度が組まれていやしないか。それが日本の活力をそいでいる面もあるんですけれども、そういったことを考えた場合、厚生労働省側で話を進める場合、これをどう扱うのかということなんです。全くの無職者で、収入もゼロである場合の人と同じ扱いを私は受けるべきだと思っています。最低限のセーフティーネットの上で

この議論をしてもらいたいと思います。

ところが、ある民主党のトップと、僕は友達なんですが、おまえは稼いでいるからいいんだということを言うわけなんです。そんなことを旧社会党の委員長が言っているのかという感じがあるんですけども、稼いでいようが、稼いでまいと、あるいはどんな大企業の経営者であろうとも、会社が破綻して、無職になってしまう場合もあるし、お金がなくなる場合もあるわけでしょう。そういった事態まで視野に入れた憲法の精神との整合性とか、そういったものを考えてこれを扱っていただければ、ありがたいなと思っています。

年金に入りたいけれどもと言って、払いにいったら、払う価値がないような対応しかないんです。だから、それはちょっとおかしいし、その辺をどうするのかというのをお聞きしたい。

【安田座長】 これは少なくともここで答えられる人はいないでしょう。

【小川委員】 だって、年金の官民格差について、昭和52年に加藤紘一さんが問題提起して、私は一緒にやった人間の一人なんです。あのとき厚生省に取材に行っても、どんなにうそ八百つかれたか、後から考えると、うそだらけです。全部名刺をとってあるけれど、もう相当やめちゃっているけれども、(笑)だから、制度的におかしいということは、もう当時からあったわけです。それが例の社会保険庁の問題として出ちゃったわけです。

【安田座長】 そのとおりです。おっしゃることは大変よくわかるんですけども、今まで日本は幸せだったから、それで通ってきちゃった。それを抜本的に変えようという議論がようやく出てきたというところなので、まあ、ずっと言い続けていただいて、徐々にという問題だと、我々の委員会がそういう意味で、そういうことは言い続けなければいけないということはたしかだと思っています。

【小川委員】 憲法の精神ということに返ると、その辺は一つずつ是正していかなければいけないとは思っています。

【安田座長】 難しいですね。

【小川委員】 全員が国家公務員であるとか、会社員であるとか、勤め人であるということ的前提にしたような感じであるし、自営業だって、みんな会社組織にして、勤め人になってしまっているわけです。国民年金ということでも、何かちょっとおかしい。じゃ、自由業のやつはどうなのか。あえて自由業を選ぶようなことは、非常に不利になるのかということまであるわけです。

【安田座長】 現代の若者はあれですけども。

【堀部委員】 いいですか、憲法25条の生存権に関することもありますし、職業選択の自由の問題ともかかわってきます。こうやっていると、確かにそういう問題があるんですが、今まであまり論じられたことがないんじゃないでしょうか。

【小川委員】 私はたまたまなんですけれども、国家公務員特別職としての共済年金というのが3年余りあるわけです、一番、自衛隊のもあったので。それから、学生をやり、地方の新聞記者をやり、これは厚生年金、会社がつぶれたから、どこかへ行ってしまっている。その後、いわゆるフリーのジャーナリストとして、自営業で歩いてきて、今はいろいろなことをやっているけれども、やっぱり自営業なんです。そうすると、3つの立場で年金というのを考えなければいけない。

ところが、加藤紘一さんのところでやったときには、国家公務員と田舎の新聞記者だったのはつながらないと厚生省に言われてしまったんです。そこから始まっているんです。こんなばかなことがあるかという話です。

一方で、健康保険については、自営業になってから、それなりに一生懸命仕事をして、最高レベルをずっと払っている、税金もそれなりに払っているというわけでしょう。ところが、あるとき年金が義務化されるということで、国民年金、じゃ、払いにいくらというので、女房と私で800万円ずつ払うと、もとの分が払ったことになるという計算をしてくれました。じゃ、払いますと言ったの。いや、払えませんか、2年しかさかのぼれませんと、こんなばかな話があるか。人間というのはいろいろな立場に立たされるわけです。

【安田座長】 さかのぼって払えるかどうかというところは、たしか一番もめているんですよ。

【小川委員】 たまたま払えるようになったから、払ったほうがいだろう、そのうち、おれも金が全くなくなるかもしれないから、年金欲しいなと思って払いにいったら、2年しかさかのぼれないといたら、こんなばかな制度はなくて、ほかの国に亡命しようかと思うぐらい。(笑)

【安田座長】 ちょっと時間がなくなりつつありますので、そういう大きな問題も当然ありますけれども、少なくとも住基カードを新しくして、普及に努めようということは大変大事なことから、ぜひやっていただきたい。それから、法改正もぜひやっていただきたい。それからもう1つは、セキュリティも、きっちり、ただチェックしているだけじゃなくて、監査をちゃんとやってということもぜひお願いしたい。

【前川委員】 1つだけ、非常に細かいことなんですけど、すみません、資料7の2ペー

ジ目に、住基カードを利用した年齢確認のイメージ図がありますけれども、一番下のところに I C チップに記録された生年月日を確認と書いてあるんですが、これは Q R コードのほうも生年月日なので、別に Q R コードでもいいような気はするんですが、なぜ、やっぱり券面は信頼ができないということなんでしょうか。

【藤井企画官】 基本、Q R コードから読み出し番号で、I C チップの生年月日を引っ張る形なので、そういう意味で、基本はこの画面は Q R コードに使う画面を想定しております。表現があまり適切じゃなかったかもしれません。

【前川委員】 Q R コードそのものが生年月日何年何月って出ているわけですよね。

【藤井企画官】 生年月日の読み出し番号を……。

【前川委員】 読み出し用の番号だけなんですか。

【藤井企画官】 ええ、番号を Q R コード化して、そこから I C チップで生年月日を引っ張ってくるわけです。

【前川委員】 生年月日そのものが Q R コードになっているわけではないんですね。

【藤井企画官】 そうです。読み出し用番号の暗号化。

【前川委員】 なるほど。わかりました。

【藤井企画官】 それで実際かざしたところでは、Q R コードが反応してできる形を今想定して、いろいろな準備をしているところです。

【前川委員】 そうすると、勝手に Q R……、でも、まあ、Q R コードを見なくても、券面に生年月日を書いてあるので、生年月日を見ようと思えば、見られちゃうわけですね。

【安田座長】 そうです。

【前川委員】 わざわざ Q R コードにそういうアクセスキーを入れているのは、何かまた……。

【安田座長】 機械で読めるようにしようということです。

【前川委員】 なるほど。

【大山委員】 スキミングの対策じゃないかな。

【前川委員】 なるほど。

【安田座長】 J T がやっているあれを奪ってしまおうという、あとつまらないというか、こんなことができるのかどうかわかりませんが、これを 4 月からつくって出すんですよね、新しいやつ。

【藤井企画官】 はい。

【安田座長】 今、大変不景気でいろいろなところで聞くと、来年度は補正予算ラッシュだということになっているようですから、全員分用意しますと、欲しい人はただでとできませんか。

【藤井企画官】 それはカードの無料化の話ですね。

【安田座長】 そうです。

【藤井企画官】 カードの無料化の建前の話になりますけれども、もちろん市町村のあれで手数料になっていまして、今やっている対策は、特別交付税を上乗せして、どんどん進めていこうと考えています。

今配っている既存のカードは、かえてもらわないとこれはできない形になりますので、特にそのあたりは何らか無料化はできませんかと市町村に要請するとか、基本は要請のパターンになりまして、自治体が発行しているカードになるんですけれども、普及の仕方をうまくするやり方を今考えておりまして、まず、少なくとも今持っているものをかえてもらうのは、混乱がないようにしないといけないと考えていますので、ご指摘を踏まえて、きちんと対応……。

【安田座長】 新聞や何かでそういうことをはっきりと、押しつけではだめですよ、全員上げますはだめなんだと思うんだけど、かえる人も新しい人も今、特別に無料にしますということをどんどん言っていただいて、その分とにかく用意します。逆に言うと、カード会社が今困っているから、何とかしてあげてくださいということもあるんです。先生が幾ら頑張っても、カード会社がつぶれてしまったら、つくるほうがつぶれたら、もうどうしようもないわけ。

【大山委員】 そういう意味じゃ、暗号のアルゴリズムのヒット数を伸ばす話も、平成23年末ぐらいに言われているので。

【安田座長】 ついでに一緒にやったらいい。

【小川委員】 パスポートの申請で、この間、住基カードは使えないなと思ったことがあるんです。僕は横浜なんだけれども、近くの青葉区役所に行く。そうすると、僕の本籍は東京都新宿区なんです。それで、新宿区まで行って、戸籍謄本と抄本をとって、そこから神奈川県のパスポートセンターに行かなければいけない。

【大山委員】 パスポートが切れていたんですね。

【小川委員】 たまたま失効していたんです。

【安田座長】 継続は問題ない。

- 【小川委員】 再交付で。
- 【大山委員】 あれ何でそういう、やっぱり要求するんですかね。
- 【安田座長】 でも、今度はできるはずでしょう。
- 【小川委員】 だから、住基でできないんですかと言ったら、できませんと言われた。
- 【大山委員】 戸籍だからでしょう。
- 【前川委員】 戸籍はだめです。
- 【小川委員】 だめなの。
- 【大山委員】 戸籍の電子化をやっているけれども、まだできる仕掛けはできていないですね。
- 【安田座長】 まだまだ問題がいろいろ……。
- 【小川委員】 だから、結局日中の時間が全部つぶれちゃった。
- 【安田座長】 そういう細かいことから始まって、まだいっぱい不備はあるようなので、ぜひいろいろ考えていただいて、お願いします。一番大事なことは、さっき堀部先生がおっしゃったように、まず住基カードは何を目的とするのかということ、なるべくシンプルで使い勝手がいいように、みんなが使えるように、いろいろなサービスに使えるようにということがポイントだと思うので、その辺は一緒にしなければいけないかどうかということも含めて、よく考えていただいてと思っています。その辺は委員会としてぜひ早目にご検討いただいて、法改正の……、まあ、なるべく法改正になってほしいと思うんだけど、今の選挙の関係とか、何とかでなかなか難しいかもしれないけれども、ぜひそのときにも耐え得る議論をつくっておいていただきたいと思います。
- ほかにございますか。
- 【遠藤委員】 この間、去年6月に経団連で電子行政推進委員会というのが新たにできまして、そこと従来からあった情報通信委員会というのが一緒になって提言を出して、やはり早く国民統一IDをやろうと、何が何でもやろうと。ここに書いてある、これなんかも随分参考にさせていただいて、出したんですけども、いずれにしろ経済界では早くやるべきだということでどんどんいろいろなお手伝いをする、あるいは協力もするという姿勢になっていますから、あんまり完璧であることじゃなくて、利用価値があって、ある程度セキュリティーが保てるというところからでもやれるようにするというのが非常にいいと思うんです。そう中途半端にはできないんですかね。
- 【安田座長】 難しいでしょうね。

【前川委員】 関連してよろしいですか。

【安田座長】 どうぞ。

【前川委員】 情報化推進国民会議のほうでも、新しい提言をまとめまして、セクター方式の国民IDを導入すべきだというのをまとめました。先週の水曜日、IT担当の野田聖子大臣のところに行って説明をしまりました。

また、経団連の委員会とも協調して動いておりまして、合同で3月中・下旬に東京でコンファレンスといいますか、セミナーをやろうという計画を現在進めております。

以上でございます。

【安田座長】 わかりました。じゃ、今度はどなたかがごたごた言い出したら、遠藤さんに対応していただいて、対決をやっていただいとしたいと思います。

【遠藤委員】 とても、とても。(笑)

【安田座長】 じゃ、きょうはこれで議論を終わる……、ただ、我々委員の思いは大体一致していますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、事務局のほうから。

【丸山市町村課長】 本日はご多忙のところ、長時間にわたりまして、大きな問題まで含めて、幅広いご議論をいただきまして、ありがとうございます。私ども総務省、事務局といたしましては、今日ご報告いたしましたように、まず、現在の仕組みをきちんと適正に運用し、国民の信頼を高めていく、あわせて、住基カードの普及等にも努力いたしまして、一層幅広く利用されるように、努めていきたいと思ひます。

それと同時に、今日ご議論いただきました大きな課題についても、いろいろな場で今議論され、問題提起されていることだと思ひますので、このことにつきましても、事務局としても常に関心を持ち、またそうした場に参加しながら、考えていきたい。

その中で、法的な問題もあると思ひますし、システム上の問題もあると思ひます。国民の理解といった課題もあるかと思ひますが、しっかりと検討していきたいと思ひますし、必要に応じて、今日ご出席の諸先生方に、有識者の立場でご意見をいただくようなこともあろうかと思ひます。また、お力添えいただきたいと思ひます。

それから、これまでの例によりまして、今日の会議のブリーフィングでございますけれども、本日15時目途で、総務省の記者クラブにおきまして、私から会議の概要につきまして、きょうは特に幅広い議論がありましたので、事務局で用意しました議題に関連するところを中心にいたしまして、ブリーフィングをさせていただきますと思ひます。どうぞ

よろしく願いいたします。

【安田座長】 ありがとうございます。

それでは、今日はお忙しいところ、ありがとうございました。これで終わりにします。